

## 平成24年度 第2回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

●日 時 平成24年11月9日(金) 午後1時30分～3時30分

●場 所 市役所 南庁舎5階 51会議室

●出席者 ・出席委員6名

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) ※会長  
田端 稔 (豊田商工会議所 副会頭) ※副会長  
秋山 道子 (市民代表 公募委員)  
小幡 哲生 (社団法人豊田青年会議所 理事長)  
澤田恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)  
服部 亮二 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)

・事務局

畔柳 寿文 (総務部長)  
中川 恵司 (総務部総務担当専門監)  
古澤 彰朗 (人事課長)  
吉澤 英俊 (人事課副主幹)  
大久保英幸 (人事課係長)  
杉山 基明 (議会事務局局長)  
野口 啓一 (議会事務局係長)  
広瀬 誠 (議会事務局係長)

● 傍聴人 0人

### 【議 事 録】

◎会長あいさつ

(会 長) 本日の議題は、特別職の給料・議員報酬・政務調査費について改定すべきかどうかですが、特に前回はいろいろ意見が出ていた政務調査費・議員報酬については各委員の方々関心が高く、今回、事務局から追加資料が用意されている。

したがって、議員報酬と政務調査費については、本日は自由に議論をいただき、改定の結論については次回の3回目の審議会にしたい。

本日は、特別職の給料の議論が審議の中心になるが、それでよろしいか。

——— 委員より異議なしの発言あり ———

(会 長) それでは、本日の審議会は特別職の給料の改定について方針決定を行い、議員報酬及び政務調査費の改定の有無の結論は第3回目の審議会で審

議したい。

## ◎議 事

### 1 傍聴人の確認について

———— 今回傍聴人なし ————

### 2 第1回審議会会議録の確認

(会 長) 第1回審議会の会議録の確認をします。内容の訂正等があれば指摘いただきたい。

———— 委員より修正の発言なし ————

(会 長) それでは、この内容で会議録を公開します。

### 3 追加資料の説明

(事務局) 資料は2種類。詳細については個々議論の時に順次説明をしますので、配布の有無の確認をお願いします。

「政令市の特別職給料等の状況」と「平成24年度当初予算からみた議員活動費」の2枚です。

(会 長) それでは、本日の議題である改定の是非について審議を始めます。特別職の給料額については、本日決定したい。また、市議会議員の報酬額・政務調査費の額については、本日は意見交換までとし、次回の審議会で決定したい。

はじめに特別職の給料の額について審議します。事務局より資料の説明を。

(事務局) 追加資料の「政令市の特別職給料等の状況」について説明します。

こちらの資料は前回の会議にて、名古屋市の特別職の給料や報酬の状況について質問がありましたので用意しました。

質問は名古屋市のみでしたが、参考までに政令市20市の市長・副市長・議長・副議長・議員の給料月額、年収及び政務調査費が記載してあります。

資料下段の平均値は、豊田市を除いた政令市の平均値です。参考までに名古屋市の議員については、議員の月額報酬が99万円、年収は163万50円です。

人口については、自治体の規模が違います。中核市は人口30万人以上、

政令市は人口50万以上が法定の人口要件です。  
政令市でもかなり人口に差があります。

(会 長) 今の説明について、何かご質問はありますか。

(委 員) 政令市の政務調査費がこんなにあるのだと改めて実感しました。政令市の議員と中核市の議員との間でこれだけ政務調査費の差が出るのは議員として行う活動に差があるということですか。

(事務局) 市議会の議員としての活動に差があるのではなく、定例会等が毎日開催されているわけでもありません。

1人の議員で行う活動範囲も極端に違うということはないです。むしろ豊田市であれば、918平方キロ面積がありますので、ここで動き回る範囲の方が広いという考え方もあります。

(委 員) 中身の話ですが、他の政令市では、政務調査費に人件費がかなり占めているのではないかと。豊田市は人件費を最初からみていない。他市では人件費が6割から8割を占めていると思います。やはり経費の部分だけ比較してどうなのか、もう少し突っ込んで分析しないと金額だけでは判断できないと思います。ただし、人件費がかなり批判を受けているところから訴訟ネタになっておりますので、豊田市は避けているのは賢明だと思います。

(委 員) 昔は海外なんか考えなかったわけですが、今はそういうことはない。われわれはどんどん出て行くという状態です。そういう状態の中でよその国を知らずに、豊田市がどういう立ち位置でどういう風に行政を進めていくのがいいのか全く知らなくていいという発想の元で成り立っている。そう解釈されてもおかしくない。

(事務局) 海外の状況を全く知らなくていいとは考えていません。

政務調査費の現在の基準は国内に限っており、過去には4年に1回海外視察を行っていました。

(委 員) 4年に1回という、今から考えて4年前はどのような状態でしたか。今の4年、これからの4年は変わるとは思いますが、4年に1回でいいのですか。

(事務局) 現在海外視察について、時流にあったものが見られるやり方に見直した

いということが言われていますし、検討もされています。

(委員) では、時流に合ったとはどういうことをいうのですか。

(事務局) 4年に1回、あらかじめ決められたサイクルで海外に行くのではなく、おそらく海外事情は変化する、そういう時に必要に応じて視察できる環境を整えたいと考えている状況です。

(会長) 政務調査費の議論は後に予定しており、議員活動費全体の一覧表の資料も用意してありますので、その時にご意見ご指摘をいただければ。まず、最初に特別職等の給料額について審議に入ります。自由にご意見いただいて結構だと思います。前回配布された資料の5ページに特別職の給料改定状況の一覧表がありますので、資料を参考に特別職の給料についてご意見をお願いします。

(委員) 前回は、常勤の監査委員のことについて意見が出ていましたが、事業管理者という役職はどういう方々なのか。

(事務局) 豊田市においては、水道料金、下水道料金などで成り立っていく企業会計というものが2種類、水道事業と下水道事業と有り、公営企業法の中で、これに管理者を置くことになっています。市長の場合は、選挙に立候補して選ばれるが、企業会計については政治的な背景よりも、あくまで事業の収支、事業の管理を行う公営企業、上下水道事業のトップの位置づけになります。

(委員) 前回うかがった常勤監査委員についてですが、常勤の監査委員は1名で、あとは市議員の方2名は非常勤と聞きました。資料では、監査委員の金額が66万4,000円になっていますが、非常勤と常勤では金額の差があるのですか。

(事務局) 常勤の監査委員が監査委員事務局に毎日出勤するのに対し、非常勤の監査委員は、定期の監査や住民監査請求がある場合に業務に就きますので毎日出てくる形態ではありません。

(委員) そうしますと、ここに記載されている66万4,000円は常勤の監査委員の金額ということですね。非常勤の金額は。

(事務局) 今回は、行政委員の月額報酬の議題で審議いただく予定ですが、議会か

ら選出される監査委員については月額66,000円になります。もう1人識見を有する方として選任している非常勤の監査委員が月額154,000円になります。

(委員) 単純に思ったのは、現役の市会議員が2人選任されているわけですよね。そうしますと、年収で議員は約1千万円支給されて、その上で66万円とあったのですが、そうではないのですね。

(事務局) 今回は常勤の監査委員の報酬額についての審議であり、第3回目以降、行政委員の資料を提示します。

(委員) そうしますと、今回審議するのは、行政を退職された常勤の監査委員1人と金額はこの金額ですね。

(会長) 全体で議論できるといいのですが、分類して議論していますので、今日は常勤の監査委員ということでご理解ください。

それでは審議に入ります。ご意見よろしくをお願いします。

(委員) 市長・副市長・教育長・事業管理者・常勤の監査委員について、市長の給料が112万9,000円がいいか。平成21年の時は113万2,000円だったのが112万9,000円になり、今年はどうなりますかということですね。  
市長にはよく会う機会がありますが、この給料だったら私ならやめます。私が見ていると365日休みがないという感じ。いわゆる名誉職と思いますが、365日の日当で見てもいかにもこれではかわいそうだと思います。

(委員) 新聞を見ていると、いつも市長の顔写真が出て、土日も業務を行い、年に何回休んでいるかと思うぐらい忙しいと思います。  
ただ、市の財政が厳しいとも言われています。その中で大変なのはわかりませんが、やはりもし市長の給料を上げるとなると市民の方々はすこし違和感がある。  
私としては、据え置き。所属の組織に持ち帰って意見を投げかけると、いろいろ厳しい状況なので据え置きかと思っています。

(会長) 事務局から過去の審議の経緯について説明を。

- (事務局) 特別職について、これまでは一般職と同じ基準で調整してきました。公務員の給与については、民間の給与もしくは国家公務員の給与、他の地方自治体との均衡を図らねばならないという給与決定の原則がありますので、国家公務員の給与に対する人事院勧告に準拠することが、すなわち民間の給与の動きを反映したものと判断に基づき、人事院勧告に準じた形でこれまで答申していただいています。
- 特別職の方針については、報酬審議会は2年に1度の開催ですので、過去においては、2年分の一般職の給与改定の状況をかんがみて決定をしているのが実情です。
- 今回は、今年度と昨年度の人事院勧告の状況が1つの指標になるとすれば、平成23年度は平均0.23%減額の勧告、今年度は給与賞与ともに据え置きという勧告が出ていますので、合計0.23%の減額が参考値になります。
- もうひとつの指標は、一般職の改定率の平均が0.23%といいましたが、公務員は一般職だけでなく指定職と言われる事務次官・審議官と言った上位の職位の公務員がいます。
- これら指定職は、一般職の高年齢層の改定率に合わせて0.5%の減額改定がされております。同じく、内閣総理大臣、国务大臣と言ったいわゆる大臣についても、指定職と同程度の減額がされております。したがって今回、過去の経緯と同じ指標とするならば、これらの改定率が参考値になります。
- (委員) 一般職と特別職は必ずしも同じ議論はできないまでも、一般職が下がればその責任者も下げざるをえないのが社会状況だと思います。
- (委員) 今年度は民間との格差が無くなってきたという人事院勧告ですね。
- (委員) 民間との格差というと、民間のどこのところを捉えて言うのですか。
- (事務局) 人事院が民間の給与実態調査を毎年実施しています。従業員規模50人以上の企業を調査し、それぞれの職位と年齢に分けて比較しています。
- (委員) 母集団をどれくらい抽出しているのか。日本人の総世帯数がいくつでその中から何世帯を抽出し、計算して平均値を出す、よってこの数字より公務員が高いか低いかということになるのでしょうか。
- (事務局) 人事院が日本全国の企業の中から、6,000社を抽出調査しています。

(委員) 何万社あった内の6,000社か教えて下さい。しかも50人以下だと超零細企業が一生懸命やっていて、50人以上だとすこしレベルが高いと思います。給料が高い水準です。その辺はどう整合性をとっているか。人事院勧告が出ていますが、50人以下の企業との整合性はありますか。おそろくないと思います。

(事務局) 3年ほど前はもっと大きな企業を調査していた。国会等の議論の中で、それではあまりに国民生活と離れているという議論がされ、50人規模まで調査を拡大した。できるだけ国民1人1人に近い規模にして調査をするようになりました。

(委員) 10万円給料をもらっているとします。仕事量は同じです。ところが年が変わって95,000円になったらどうするか。はたして勤労意欲がわきますか。資料を見ていると下げるばかりやっている。特別職を上げないと一般職が上がらない。普通常識的に極めてシンプルに考えるとそういうことではないでしょうか。儲かっているのに賞与を下げると喧々囂々になります。それくらい給料や賞与については敏感なんです。それをここ数年で3回も下げている。さらに据え置きとすると働く意欲が無くなってしまう。私は上げた方がいいと思う。

(事務局) 職員の給与は、人事院勧告に基づいていこうという方針で、近年の状況はほぼ下げ続けています。組合も服しがたいという労使の協議がありますが、残念ながらわれわれは税金で給料をいただいておりますので、総合的に勘案すると人事院勧告に従わざるをえません。  
市長もいわゆる会社のトップですので従業員の給与を下げる立場でもあります。それから、他の中核市の市長との均衡を逸脱すると、それこそ折角支えていただいた市民の皆様方にどういう対応をするのかという問題も出てきます。

(委員) それなら給料を下げずに仕事をやればよいという話になる。ただ、下げていく発想がいいのか、いわゆる効率性を追求していくのがいいのか、要するに仕事の事務上のイノベーションをやることをやっていますかという話です。  
何も人事院勧告をどうのこうのと言わなくてもいいのです。その辺がお役所らしいところだと思います。そんなこと考えなくてもいい。当市の財政規模に見合ったものにすればいい。それをあなた方が人事院勧告というからおかしくなってしまう。

- (事務局) もちろんそう言う考えで、われわれ豊田市の職員の給与を決めるという手段はありえます。ただ、今までの流れや他市の例もあり、市民の税金を使わせていただいているということがあって、協議をしていただいています。職員の定数についても、行財政改革の中で定数を削減するということが近年は対応し、少しでも1人がたくさんの仕事を、質のいい仕事をするような考えでいます。
- (委員) 委員の意見も分かるので、そのような形に持っていけたらと思います。一方、先ほどから出ております一般職とスライドさせてやってきている。確認ですが、24年度の一般職はプラスマイナスゼロを基本でやるということですね。
- (事務局) 報酬審議会が2年に1回ということで、国務大臣とか0.5%下がっていますというのは、昨年度の方と今年度の方と2年分があるため合わせて0.5%の引き下げが行われている。
- (委員) 23年度分を加味して、高齢層で0.5%の減額を見込んでいる。豊田市の場合は一般職とだいたいスライドさせているということですね。
- (事務局) 国務大臣・省庁の大臣の動きを勘案してどうするか判断していただいています。
- (委員) 厳しい言い方をすると、マイナス0.5%の改定率が下限みたいな考え方になるということですか。
- (事務局) 国の国務大臣と同じ動きを仮にすると、0.5%減額が目安になります。
- (委員) 過去2年分を参考に決めているということですね。ただ、過去の実績を基にして給与を考えざるをえなく、また今後、豊田市の収入が増えれば2年後の報酬審で給料を上げるという議論がありうる。
- (委員) ありうるとするならば、遡って2年分上げるかという議論はありますか。
- (事務局) 遡っていくことはありません。ここからは2年分積み増しをすることはありえます。
- (委員) ただ、基本的に考えた時に原理原則論ですが、今まで10万円もらって



いた人が95,000円になるとどう思いますか。

(委員) 委員が言われることはよくわかりますが、例えば、公務員の方は市長が給料の金額を決めていくのとは違うと思います。市民の立場から見るとやはり経済状況とか、今朝も報道で経団連のボーナス調査で0.339%3年ぶりに下がったとありました。今までの3番目に下げられたと報道されていましたが、市民の目としては新聞や報道で目の当たりにしていますので、そこで特別職の給料を上げたりすると市民感情というものがああります。

それと、中核市の場合、合併する前は岡崎市と豊橋市と豊田市の三つの市がよく比較されていました。合併して豊田市の人口が少し多くなりましたが、岡崎市と豊橋市と比較してあまり市民の目から見て差がない方が納得という感じがします。

ですから最終的には、このまま同じで2年後に景気はどうなるかわかりませんが、その時でいいのかなと。先ほど事務局からの説明や他都市との比較、市民感情から言いますと上げない方がいいのではと思います。例えば、会社の方はトップの方が経営方針とかやり方で金額は上げられますし、会社の中の組織とかやり方も変えられると思いますが、やっぱり行政はそう言うわけにはいかないかなと思います。

(委員) 確かにその通りです。しかし、マネジメントしなければならない。それが欠けていると思う。マネジメントするとは、歳入が減ったとすると市は歳入を増やすことを考えているかということ。だから、経営能力があるかないか、マネジメントがあるかないかということ。ここでいったん上げたらどうか正直私の結論です。上げることで職員も一生懸命働くことになるだろうというのが、私の考え方です。働く人のモチベーションを如何に上げて、如何に効率よくやって、いかに考え方を豊かにしてやる。そういうことをして産業の発展を考えていけば、歳入にも繋がるだろうし雇用にも繋がるだろうと思う。いろんな面でいっぱいいい面が出てくる。そういうことを何でしないのか疑問に思っています。

(委員) 民間の方がそういう議論をしますが、そもそもそういった物を行政に入れるべきかどうか、税金とオーナーが出すお金とそもそも違うわけ。だから、そもそも比較すべきものかという議論もある。いわゆる民間と比較しているが、行政としては民間のモチベーションを上げる手法を導入する方向性なのか確認したい。全くそう言うものがなければ議論をしても仕方がない。あまり下がってなく、上がったもないなら、企業なら

上がればボーナスなんかボンと上がりますし、こうみると下げる議論をしていますが上がった時は全然上がってない。そのあたり、民間の給与体系とかシステムを行政も積極的に導入していくか方向性をお聞きしたい。私は、モチベーションは非常に重要で、行政も入れるべきで、税金ですからという意見もありますが、いかがなものでしょうか。

(事務局) 地方分権なり地方主権改革の流れの中で、今後は少しずつ変わるだろうと思っていますが、戦後60数年の間、中央と地方の税の分配の議論から話が始まりますが、地方の税収をとるのを少なくする、国税で全部吸い上げる。税収が足らなければ地方交付税という形で渡す。戦後のナショナルミニマムと全国どこへ行っても同じサービスが受けられる国土を作りましょうという時代のスキームが、そのままいまだに適用されています。これは法律の改正がないと、豊田市独自でやるかとなるとかなり難しい議論になります。委員が言っていることは当然のご指摘であり、これができないのが地方を縛っている法律体系、どこへいっても均一だという昔の理念、地方公務員法を含めてずっと戦後60年、何の改正もされず根本的な考え方もされず来ています。先ほど、委員が言われたように税収の動向を連動せずに上がってないのではとのご指摘について、地方交付税は全国平均で動くものですから、自動車産業の税収が上がっているときでも全国レベルで税収が下がり基調の時は下がってしまう。自動車産業をはじめとした中部経済は活気がありますが、全国規模で沖縄から北海道までみて横ばいか下げ基調であれば、人事院勧告は、下げ基調になります。

地方と中央の根本的な地方統治の問題を提示されました。われわれのできることは、一般職は成果主義に基づいて動いています。地方公務員法の中で均衡の原則で縛りがかかっているのです、豊田市だけで勝手に独自策をとることはできない仕組みになっています。地方公務員に対して、労働三権、争議権・スト権・団結締結権をわれわれは持っていません。その代わりに人事院勧告というのがあって全国津々浦々の企業、全国50人以上の50,200社の会社から、人事院が11,100の無作為抽出した事業所を調べて全国の公務員にあてはめます。豊田市、中部圏の収入動向と若干合わないのがあります。現実には統計を見ると、全国の所得は若干上向っていますが、中部圏については自動車産業の影響なんでしょう、愛知県内で見ると全国に反して下げ基調の賃金水準に動いています。全国平均に流されると、上げ下げが最終的に人事院勧告や国務大臣、今回の場合ですと豊田市長を上げる話になった場合、国務大臣は下がっていると考えたときにどうかという議論になってしまいがちです。われわれ一般職の公務員については成果主義が導入されつつ動いて

います。選挙で選ばれる方については、その動きは現状では見当たりません。

(委 員) 何でこんな比較をするのか、ずっと思っていました。比較をする意味を、あまり分かっていなかった。今話を聞きまして、比較しかできないのかなと。

(事務局) 地方自治体がやっている仕事は、ほぼ法律で決まっています。豊田市のように財政状況がよいところは道路建設工事や下水工事といった投資的経費のところでは自由度がありますが、通常自治事務は基本的には同じようにやりなさいという仕組みになっていますから、豊田であろうと岡崎であろうと、東北地方の秋田であろうと同じ業務という仕組みで地方交付税が配られています。そのため、同じことをやっているのならば岡崎市との給与の比較はどうですか、北海道や長崎市とはどうですかという話になる。同じことをやっているというのが、発想の原点。地方の仕事の考え方が法律でそのようになっている。そのような議論に私たちは終始してしまいます。意見いただいた根本的な課題です。

(会 長) 今日は欠席者も多いため、欠席委員から事前の意見があれば紹介してください。

(事務局) 事務局には2人から意見をいただいています。1人は、こういった財政状況を見据えて上げるべきではない。もう1人は、若干高いかなという気はしないでもないが据え置くという意見です。

(委 員) やはり上げるのはかなり難しいのでは。人事院勧告や今の情勢では下がるのが基本になっている。そうすると上がらないにしても、据え置きが上限という印象です。それか、人事院勧告に準じて下げるか。その辺の幅の話ではないかと思います。  
市長は大変ですから上げられれば1番良いと思いますが、範囲というものはあると思いますので上限は据え置き、あるいはすこし下げる幅をいくらにするかという議論になってくる。

(委 員) 上げておいて、良く仕事をしてもらった方がいいのではないかと。

(委 員) 市民感情として、高度成長の時はベースアップ、ベースアップと言ってきた。その時の市民感情はそういった感情でしたが、今は違う。審議会の結論は市民に説明しなければならない。市民感情としては、上げると

きに反発が出ると思います。

(委 員) 豊田市の場合は、地方交付税の不交付団体でありますし、健全財政であることが全く反映されていないと思います。それは、大きな企業を抱えているだけではなく、やはり努力もあると思うのです。それなりの努力をされているので、不交付になっていると思うので、ある程度は報酬に加味されてもいいのではと思います。

(委 員) 市民感情と言われるが、いったい市民感情とは何をレベルに市民感情というのか説明して下さい。

(事務局) 市民感情に明確な基準があるわけではない。ですから、市民の代表である委員の皆様のご意見を伺うということです。いろんな階層の方、市民公募の方を含めてご意見を頂戴していきます。

(委 員) 例えば、会社だと赤字の場合、社長の給料はもらわなくても、従業員はボーナスを払うものですが、公務員は市長が給料をとらなくて、一般の公務員は払うかというそういうシステムではない。原資のお金が違う。税金と、会社・オーナーの方のお金とそこが違う。

(委 員) 私は1,000円でもいいから上げたい。下げることはどのくらい抵抗があるか。

(委 員) やはり、説明するには根拠が必要です。上げるにも、下げるにも。もうひとつ、特別職は市長だけではなく副市長や教育長について全てにおいての改正方針となる。それら全ての説明は必要。だから、人事院勧告、公務員ということを根拠にして決めていると思っていました。

(会 長) 方向性としては、いかがですか。据え置きか、若干引き下げかという議論になるとと思いますが。

(委 員) 百歩譲っても、現状のまま。出来るなら1,000円でも上げてほしい。市民感情としていけないなら、据え置きとなる。

(委 員) 特別職なので、一般職であれば1円でも下げるとモチベーションが下がるから良くないと思いますが、トップは1円下げてもモチベーションは下がらない。据え置きのほうが経営がやりやすい気がします。

- (会 長) もうそろそろ、結論を出しても言い頃ではと思います。  
据え置きという線でどうですか。後で議員報酬等の議論をして、引き下げの議論になる可能性が残りますが、今日の審議では据え置きということで、よろしいですか。また後で、議員報酬等、勘案しながら必要があれば修正をするということではいかがですか。
- (事務局) 少しだけ、確認を。この審議会での特別職の報酬について、据え置きとなった場合の論点としては、人事院勧告の状況はあるけれども豊田市の税収や、これからしっかりと都市計画をやっていかなければいけない期待値を含めて、本来なら上げるところを社会情勢、経済状況を考えると引き下げをすることによるマイナスを懸念する。総合的に勘案して、現状のままでしっかりやってほしい、というところですか。
- (委 員) 中核市は、過去3年間において据え置きの市が多い。その辺りも根拠にしたらいかがですか。豊田市は、正直に0.6%下げっていますが、他の中核市はわりと据え置きのところも多いので。
- (委 員) 私は上げたいが、皆さんの意見を呑みます。
- (会 長) それでは、特別職の給料については据え置きということとします。  
また、この審議会の中で議員報酬等の審議の後で若干の見直しも有り得るということをお願いします。  
次に、市議会議員報酬並びに政務調査費額について、今日は結論出しませんが、意見交換をしたいと思います。  
まず、市議会議員報酬について、事務局から資料の説明を。
- (事務局) 資料は前回指摘のあった議員1人が議会費全体では大体どれくらい使っているかについて、細かい数字が出てきていますので、ある程度大きなものについて整理しました。あわせて、豊田市だけではなくて中核市41市の調査も行い、そこから得た回答で精査しています。調査した内容については、議員数や議会費は、全体の合計額です。24年度当初予算の中で、どれだけの数字を持っているか調査しました。議員報酬、期末手当、費用弁償これは会議出席の際に支払われるもので、豊田市の場合、交通費です。それから、政務調査費、視察旅費これは国内の常任委員会とか特別委員会が視察調査に出るときの費用になります。24年度に海外視察予算をもっているところは計上してあります。これらを合計し、議員1人あたりに割り返したものが資料にあります。海外視察までの分

を含めるとこんな数字ですが、海外視察を持ってみえるのは関西以西でかなり予算をとっています。

41市の中で、豊田市は33位にあたります。1番は東大阪市、ここが議員1人当たり1460万余の経費をかけている。これも海外視察が今年度は入っていて少し跳ね上がっている要因です。中核市の平均では、裏面の1番下では海外視察も含めれば1174万5,000円余という議員1人当たりの経費がかかっているという見方ができます。

(会 長) 市議会議員報酬と政務調査費はたぶん議論も重なってくると思いますから、気付きの点をすこしクリアーにして審議したいと思います。どこからでも結構ですのでご意見ご質問等があれば。まず、疑問点から。

(委 員) 政務調査費とは、この前、新聞報道で政務活動費に変わるとありましたが、豊田市は変わっても同じと考えていますか。

(事務局) 政務調査費から政務活動費に変わることの1番大きな違いは、ここにある使途基準の中にもう1つ、陳情請願に要する費用項目がおそらくできます。それを可能にするのが、政務活動費の大きな趣旨です。

(委 員) その中で、飲食の費用を加えていくという意見が多分出てくると新聞報道にあったように思いますが、25年度からの審議だと思しますので、このままでいかれるかどうするのでしょうか。

(事務局) まだ総意はこれからの議論でございますけれども、いま議員の方から声をいただいているのは、使途基準の中で豊田市は海外視察を抜きにしていますがこれを海外を使えるようにすること以外は、声は出ていません。

(委 員) 海外視察は非常に大切だと思いますが、別枠で予算を確保して行けるのですか。

(事務局) たまたま、これは24年度ですが、例えば20年度であれば豊田市の海外視察のところに2700万ぐらい予算があがっておりました。必要に応じて計上するという話になれば、要求して行く事はできます。ただ、政務調査費でもそれぞれの議員活動の中である程度自由にできるような形にしたいという希望はあります。

(委 員) そのタイミングとしては、その他活動費で条例をまた変えるわけですから、一緒に変えられるかどうかです。

資料の中身のお願いで、政務調査費の中で人件費がどれくらいあるか分ける事ができないでしょうか。各中核市の政務調査費も予算上だと思うので、難しいと思うが人件費分はかなり入っていると思います。その分が分からないと、比較ができないのですから、実績ベースで分けていただいてもいいが、かなりの部分で人件費が他の金額に入り込んでいると思うのです。それがいいか悪いか別の議論があります。議員さんはその辺も犠牲にして調査もしている場合もあると思いますので、その部分があって議員活動が圧迫されている。同じ報酬をもらっていても同じ報酬で我慢しているという議論も出てくるので、政務調査費の中身で人件費も分けていただくとありがたい。

(事務局) 例えば、人件費がそれぞれ各市の政務調査費のどれだけを占めているか、事務局に聞いても承知していない事務局がかなりある。会派の中で処理されていて、かなり時間をかけて教えて下さいと、会派に聞いていけばできるかもしれないが次回までに用意できるか自信が無い。

(委員) 例えば人件費が入っているところと、入っていないところの区別だけでもけっこうです。

(事務局) では次回までに、人件費がどのくらい実際に持っているか分かる範囲で。

(委員) 会派がいくつかありますよね。7つのうち、自民クラブと市民フォーラムは人数が多いほうですが、あと諸派の4つは1人ずつですよ。その場合、政務調査費が38万と決まっています。ではもう少し上げましょうと言った場合、1人の会派の人が本当に必要としているのか、そういう点がある。上げ率にもよりますが、38万が50万という結構上がりますし38万が例えば40万と言ったら上げ幅が少ないですが、その上げ幅もありますし、実際に1人の方が必要かどうかの問題があります。1人いくら、会派が大きい所は会が保有して人数分を全体として使うわけですが、会派1人というところは本当に使い道に困るか、必要にしているかどうかは私はちょっと疑問です。

(事務局) 現在、一方的にこれだけ支給しますという話ではなく、それぞれの会派が計画を立てる中で申請することになっています。現在は年額38万円以内で計画を立てているので、仮に倍の76万とした場合、これは上限であって、それぞれの会派で、例えば1人で76万を50万で申請しますということであれば、それも結構です。上限はいくらか決めていかなくてもいけないが、実際どれだけ申請されるかは、会派の裁量になって

います。

(委 員) では、始めからいくらと決めつけられているわけではないということですね。

(事務局) 上限は決められていますが、それ以内で政務調査費は申請してもらおうということ。ただ、傾向として現在は38万の満額で申請されています。

(委 員) これで見ると、全部使い切っています。

(事務局) 当然38万では足りないという声が聞こえてきます。

(委 員) 使われる額が本当にいくらか、こちらとしても中身が良く分かりません。

(事務局) 中核市41市いつも比較させていただいていますが、その平均が116万になってます。すくなくとも、豊田市の議員が中核市のほかの議員さんと比べて、劣っているとは思っていませんし、会派の活動にしてもかなり積極的に全国の中でもやられていると思っておりますので、それ相応の活動費があつていいのではということはいつも思っています。

(委 員) 議員の活動、議員さんが何をしているかそういうところがなかなかみえない部分がある、一生懸命地区でお願いしていろいろ議員さんを選出して行くわけですが、広報とよたの議会報告とか私たちは目に見たりはしますが、地域でいろいろなところで挨拶していると、そういうものは見えますが、あと、どのように活動しているのかわからない。

(事務局) 議員の活動のPRが何でわかるかという点、広報とよたと議会だより、それが議会としての公式な文書です。それから議会のホームページをインターネット上に掲載しています。あとは、議員がそれぞれ地域で議会報告を行うというやり方です。

(委 員) そういう面で、議員の活動がみえないと思うことと、今度2箇所で開催があると思いますが、他のところの計画はありますか。

(事務局) いま言われたのは、地域市議会報告会というもので、今年度は4回実施する計画です。去年は2回実施しました。今年は4回の内、2回を3日の日に2箇所で行い、次は来年の3月定例会が終了したあと、予算の議論をしましたということの報告を行う予定で考えております。それとは



別に、明日は議会がシンポジウムを高橋地区で行います。

(委員) 私たちは報告会が近くなれば参加したいと思います。市役所の仕事も、市議会の議員の仕事も活動も見させてもらわないとわからないので、見せる機会を作っていただきたいと思いました。

(委員) 政務調査費と議員報酬で、例えば豊橋と比較してトータルで見ると、ほとんど一緒だと思います。政務調査費でまわすか報酬でまわすかで、議論というのは例えばトータルで見ればいいという議論なのか、どうなのでしょう。トータルで見ると一緒ですが、政務調査費で見ると安いと、それを単純に100万円上げればいいのか、そうするとトータルが変わっていく。こういった捕らえ方をするのか聞きたい。

(委員) 私の意見を言うと政務調査費をもっと上げてほしい。ただ一方で、報酬を見ると同じ中核市の中でもいい方じゃないですか。ただ、そういったトータルで見るのか単体で政務調査費を見て議論すべきなのか、どう考えるのでしょうか。

(事務局) 硬く言えば、政務調査費は議員の調査活動の一部に充てるものです。その大半は報酬から出ているものと法律上は理解しなければいけないと思います。ですから報酬があって、プラス議員の活動費としての政務調査費がある事を含めると、トータルで活動はどうですかという話しはあろうかと思います。ただ、トータルがこと豊田市にとってどうであるか、他の都市と比較してどうなのか、議員の活動が足りているとか、足りないとか言えるのかはなかなか難しい話です。

(委員) 先ほどの特別職の話では、もともとの仕組みに事情があり上げたり下げたり出来ないということでしたが、議員の人たちは、比較というものはしなくていいのですか。

(事務局) 報酬は、これまでのバランスというのがポイントになると思いますが、政務調査費はそれぞれの市議会では考え方が完全にバラバラです。

(委員) トータルの足したものはどうですか。

(事務局) トータルのバランスは感覚的なものでは。先ほど出ていました、政令指定都市の報酬と年額の政務調査費の合算、多いところだと2000万円、これと比べて豊田市はどうかという話をやっていけない事はないと思

いますが私としては申し上げづらいところです。

(委 員) 議員の報酬の改定状況は、合併した時で29,000円上がっています。それから19年度で8,000円引き上げている。そこで帳尻を合わせていますが、中核都市40万人になって。

(事務局) おそらく中核市の中でも報酬が低い。中核市の平均ぐらいはもって行こうと言っていただけで、上げていただけた。

(委 員) 他の市と比較してという部分が大きいわけですね。

(事務局) ただ、今までの政務調査費は、議論の中では他の市では1番低いけれどもそういうところで議論は終わっていました。

(委 員) いろいろな例を見ると、かなりグレーゾーンがあって、第2給与とかいろいろな批判があります。だから1番指摘されやすいところなので、条例でそれは省いていますので、非常にクリアーで透明性があるといっていますが、そういうものを本当に除いた他の自治体と本当にどうなのかは見たいなと思います。おそらく議員が、自分で汗流してその分も報酬でまかなって調査していると思います。だから、その分をどう見るか。

(事務局) これは当初予算の予算枠ですので、おそらく他の市議会もこれを上限に要求していると思います。

実際にどれだけ使っているかは別で、100%使っているかというところを調査して見ないと分かりません。240万のところもありますが、最終的に全部使いましたかというところ、全部使っているばかりではないと思います。事細かく調べていこうとすると、本当に全部教えてくれるかは難しい。わかる範囲でよければ次回提示します。

(会 長) 具体的には難しいですが、それぞれを明らかにするわけではないですが、わかる範囲でお願いします。

(委 員) 少ない金額でやることは無理です。38万円でやれる話ではないと思います。豊田市だけ、世の中から遅れて行ってしまうと私は思います。こんなことをしていたら世の中から遅れて行ってしまう。議員にはそういった悲壮感は無いのかな。物事はグローバルに、ここだけ見ていたらいけない。豊田市だけ見ていたら取り残されてしまう。

(会 長) それでは、予定時間も過ぎていきますので、このあたりでよろしいか。  
今日は、特別職の給料については据え置くということで、それ以外については意見交換をしたということで終わります。  
次回審議の日程について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 第3回目の日程は、平成24年11月27日火曜日、午後1時30分からを予定しています。会場は、南庁舎5階の52会議室になります。

(会 長) 本日のように欠席が多いと審議が十分できないので、欠席の場合は事前に事務局へ連絡をお願いしたい。特に議員報酬あるいは政務調査費について欠席される場合は意見を頂いておきたい。

それでは本日の報酬審議会を終了します。ありがとうございました。

終了